



























NO.531

民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

18歳から「大人」です!

判断能力が未熟であるため、契約に 歳で成人とされていますが、来年4 年者取消し」ができます。現在、満20 の同意を得ずに契約した場合「未成 は保護者の同意が必要です。保護者 未成年者は、社会経験が少なく、

ようになりますが、消費者としての 保護者の同意が無くても契約できる 月1日から18歳で成人となります。 責任を負うことになります。

めに、手口を知っておきましょう。 業者も多く、トラブルに遭わないた 成人になりたての若者を狙う悪質

若者が遭いやすいトラブル

トラブルに遭わないために

訪問販売…突然訪問し、ウォー

ターサーバーやインターネット接

宝石など高額商品を売りつける に誘い、相手の好意に付け込んで SNSで知り合った異性をデート

- ・エステティックサービス…お試し 高額なコースを契約させる 体験に行くと、執拗な勧誘を受け
- 定期購入ネット通販…サプリメン 情報商材…「もうかる方法を教え が、定期購入になっていた や「一回限り」の契約をしたつもり トや化粧品など、格安の「お試し」
- 価値のない情報でもうからない サービスを契約させるが、実際は る」と言い、マニュアルやサポート

訪問販売や、マルチ販売、デート商 ングオフの対象ですが、通信販売 には、クーリングオフはありませ 法、エステティックなどは、クーリ

急がされても、その場ですぐに契 約せず、家族に相談しましょう などを確認しましょう

ん。注文前に、契約内容や返品条件

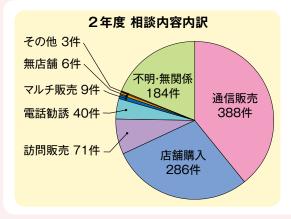
や、消費者金融などで借金をさせて 「お金がない」と断ると、ローン払い 契約させるケースも多く見られま 費生活センターにご相談ください す。不安に思ったときは、早めに消

※飲酒、喫煙、ギャンブル、大型・中 20歳まではできません。 型自動車免許の取得は、今まで通り



令和2年度の相談件数消費生活センター

ブルが目立ちました。 増えたことにより増加しました。 で、昨年よりコロナ関連の相談が 通信販売、特にネット通販のトラ 2年度の相談件数は987件



消費生活センター(ステーション Nビル3階)☆753.5555

90

デート商法…マッチングアプリや

マルチ商法…「人を紹介すれば手

続回線などの契約をさせる

数料が入ってもうかる」などと誘 い、商品やサービスを契約させる

信用してはいけません。

●「簡単にもうかる」うまい話はありま

せん。きっぱりと断りましょう

です。ネットの向こうの相手を簡単に

た人から勧誘されるケースが多いよう

広告からの契約や、SNSで知り合っ

最近は、SNSやインターネットの

